

土佐教育研究会会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は土佐教育研究会と称する。

第2条 (目的) 本会は職能団体であって、教育に関する研究を行い、本県教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 (基本方針)

1. 日本国憲法と教育基本法の精神に立脚し、民間研究団体として、研究の自由を堅持し、その課題と使命にこたえる。
2. 子どもたちの真の幸福と成長を希求し、主体的・創造的な教育を目指した研究をすすめる。
3. 全県的に全分野の専門部会にわたる組織を拡充して自主的、民主的な活動運営をはかる。
4. 本県の実態の把握に立った実践計画をたて、研究の全域化を行うとともに全国組織との連携を深める。

第4条 (事務所) 本会の事務所を会長の指定する場所に置く。

第5条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、講演の開催
2. 研究、調査、成果の刊行及び会報の発行等
3. 会員の福利厚生並びに相互の親和
4. 教育関係機関、団体との連携
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 (資格)

本会は義務教育諸学校に勤務する教職員および保育園、幼稚園関係、その他本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第7条 (支部、専門部会)

本会は第5条の事業を円滑にするため、支部、専門部会を置く。

1. 支部は、安芸、香美、土長・南国、高知、吾川、高岡、幡多の7支部とする。
2. 専門部会は、国語、書写、社会、算数・数学、理科、生活、音楽、造形、小学家庭、技術・家庭、保健体育、外国語、道徳、特別活動、学校図書館、視聴覚、進路指導、へき地教育、環境教育の19部会とする。

第2章 機 関

第8条 (名称) 大会の決議機関は大会とする。

第9条 (大会)

大会は最高決議機関であって毎年1回6月に開くことを原則とし、臨時大会は、代表委員の3分の1以上の要求があった場合及び本部役員が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

第10条 (大会構成)

大会は本部役員(支部長を含む)および各専門部会の代表委員(部会長、副部会長、事務局長の3名)をもって構成する。

第11条 (大会権限) 大会は次の事を決議する。

1. 会則の承認又は変更に関する事
2. 予算の議決、決算の承認
3. 事業方針ならびに事業計画の決定
4. 本部役員を選出
5. その他必要な事

第12条 (会議) 会議は構成員の過半数(委任状を含む)で成立し、多数決とする。

第13条 (役員会) 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 会計部長 1名
事業部長 1名 組織部長 1名 広報部長 1名 会計監事 3名

第14条 (役員の任務) 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 事務局長は会長の下にあつて事務ならびに事業を統轄する。
4. 事業部長は、研修事業の企画ならびに各部の連絡調整にあたる。
5. 組織部長は組織の拡充強化をはかる。
6. 広報部長は広報、機関誌等の発行を司る。
7. 会計部長は本会の会計を司る。
8. 会計監事は本会の会計監査にあたる。

第 15 条 (事務局) 本会に事務局を置く。細則は別に定める。

第 16 条 (役員選出)

役員は大会において選出する。但し、事務局長は会長が指名し、大会の承認を得て決定する。

第 17 条 (任期) 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 18 条 (次長また副部長)

事務局及び各部(本部役員)には、次長または副部長を置くことができる。

1. 次長または副部長は会長が委嘱する。
2. 次長または副部長は所属長を補佐し、担当部局の任務を遂行する。

第 19 条 (支部) 各支部に支部長を置く。

1. 支部長は各支部において選出し、支部運営をはかる。
2. 支部運営の細則は各支部ごとに定める。
3. 支部運営は各専門部と連携をとる。

第 20 条 (専門部会) 各専門部会に部会長を置く。

1. 専門部会長は各専門部会において選出し、その運営を司る。
2. 各専門部会の細則は各専門部ごとに定める。
3. 各専門部会の運営は各支部と連携をとる。

第 3 章 会 計

第 21 条 (会費)

本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をあてる。

会費は年額 2,000 円とする。

第 22 条 (会計年度) 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

昭和 56 年 5 月 29 日	一部改正	
平成 4 年 6 月 29 日	一部改正	
平成 5 年 6 月 21 日	一部改正	
平成 13 年 6 月 25 日	一部改正	
昭和 47 年～昭和 49 年	会費	1,000 円
昭和 50 年～昭和 55 年	会費	1,200 円
昭和 56 年～昭和 61 年	会費	1,500 円
昭和 62 年～平成 12 年	会費	1,800 円
平成 13 年～	会費	2,000 円
年間会費		2,000 円